

平成28年 藤枝市議会11月定例会

総務文教委員会委員長報告書

(議案審査)

平成28年12月19日

[本 会 議]

総務文教委員会に付託されました、議案10件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心に御報告いたします。

最初に、第63号議案「平成28年度藤枝市一般会計補正予算（第4号）」の内、本委員会に分割付託された費目について申し上げます。

はじめに、歳入で、17款 寄附金について、「ふるさと応援寄附金を、6億円増額補正しているが、今後の見通しと、今年度工夫した点について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「当初予算の6億円に対し、11月時点で既に9億円ほどの収入がある。3月末までには12億円を越す可能性もあると想定している。

寄附金が増えるよう工夫した点として、返礼品の品数を820品目に増やした点、また、新商品情報を計画的に発信することによって、いつも藤枝の返礼品が、ふるさと納税を扱うポータルサイト上で目立つようにした点などである。」という答弁がありました。

次に、歳出で、2款1項2目 財産管理費中、「市役所の一部の窓口を、㈱トーカイの建物に移す施設整備経費を計上しているが、期待される効果と、配置計画について、伺う。」という質疑があり、

これに対して、「現庁舎の窓口フロアなどが手狭な状態であるため、プライバシーへの配慮等に苦慮しており、それらの解消が期待される。

現在、配置する部門は調整中であるが、来庁される市民の方が、あちらこちらと窓口課を渡ることでご不便をかけることがないように、レイアウトを検討している。」という答弁がありました。

次に、2款1項11目 企画費中、「地方創生推進事業費について、恵庭市との連携など、他の部局とのかかわりに
ついて伺う。」という質疑があり、

これに対して、「恵庭市との連携の窓口は、連携交流課が担っているが、産業振興部の職員と一緒に恵庭市へ行って協議を行うなど、部を超えた横の連携を取り合って、事業を進めている。」という答弁がありました。

次に、10款2項1目 学校管理費中、「トイレ環境改善事業の3,710万円と、同額の予算が、第2表中の繰越明許費にも計上されている。工事の施工スケジュールについて伺う。」という質疑があり、

これに対して「国の予算成立に合わせて、補正予算を計上したが、実際の工事は、子ども達が長期間休む来年度の夏休みに施工するため、全額を繰り越す予定である。」という答弁がありました。

次に、同費目において、「小学校のトイレの洋式化については、全体で29.9%が改修済みとのことだが、今後の改修計画はどうか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「当初より1年前倒しで、平成30年度までに小学1年生のトイレ改修を終える予定である。将来的には、学校のトイレを全て洋式に換えていきたいと考えている。

小学2年生以上のトイレの改修については、来年度、調査・研究していく予定である。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第68号議案「藤枝市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

一委員より、「将来的な定年延長も含めて、この条例改正によって退職職員の不利益につながることはないか、伺う。」という質疑があり、

これに対して、「現在のところ、退職者の雇用については、再任用制度で対応しており、影響はないものと考えている。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第69号議案「藤枝市議会等に出頭する選挙人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第70号議案「藤枝市税条例等の一部を改正する条例」について申し上げます。

「『安全・安心のまちづくり』のための超過課税を、5年間延長することによる見込額について伺う。」という質疑があり、これに対して、「平成23年から27年の決算ベースを基にした直近の5か年の平均は、年額で約1億1,700万円であり、同程度を見込んでいる。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第71号議案「藤枝市都市計画税条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第72号議案「藤枝市都市公園条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

一委員より、「今回の改正による影響額は、どのくらい見込まれるか。また利用料金の算定の根拠について伺う。」という質疑があり、これに対して、

「今回の改正は、総合運動公園内の人工芝広場に照明設備を設置することに伴う改正であるが、午後6時から9時まで利用した場合、1日当たり7,100円の利用料となり、年間約200万円の収入になると予想している。利用料金の算定にあたっては、今後10年間の人件費、光熱費等の維持コストを基に、原価を算定し、近隣市や、他の市営スポーツ施設とのバランスを考慮し、設定した。」という答弁がありました。

このほか質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第80号議案「市有財産(土地)の取得について」、申し上げます。

はじめに、「バイパスインターに近い立地であり、交通渋滞等の懸念など、交通安全に配慮しての周辺整備について、どう考えるか伺う。」という質疑があり、

これに対して「地元住民の生活道路でもあり、課題として認識している。現在、県や地元と意見交換を重ねながら、最善策を模索し、検討している。」という答弁がありました。

次に、「静岡県環境衛生科学研究所、及び静岡県生活科学検査センターができることによって、藤枝市にどのような効果があるか、伺う。」という質疑があり、

これに対して、「単純に70人がそこで働くということ以外に、県内で唯一の施設が藤枝市に移転するということは、強烈なインパクトにつながるものと考えている。

また、バイパスの4車線化も決定しており、東西交通の要衝として、谷稲葉地区は、より一層、都市機能も充実していくものと考えている。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第82号議案「藤枝総合運動公園の指定管理者の指定について」、申し上げます。

「今回、応募のあった指定管理者は、結果的に1者だけだが、相談自体は3者あったと、現地審査の際に伺った。どのような会社からどんな相談があったのか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「市外の施設の指定管理を行っている、施設管理及びスポーツ関連の会社から、現在の藤枝総合運動公園の状況についての問い合わせがあった。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第83号議案「藤枝市民グラウンド・藤枝市民テニスコートの指定管理者の指定について」、申し上げます。

一委員より、「応募のあった4者の評価点について伺う。」という質疑があり、これに対して、「1位の㈱協栄静岡支店については、総合計点965点中、管理運営における審査の合計が、717点、管理運営経費に係る点数は、上限の248点で、どちらの点も他社より高かった。

2位の藤枝市サッカー協会グループは、総合計点929点中、管理運営における審査の合計が710点、管理運営経費は219点であった。

以下、3位の三幸㈱は、総合計点901点中、684点と217点、4位の藤枝SSKクリーン工房共同事業体は、総合計点895点中、654点と241点という評価である。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、第84号議案「藤枝市民体育館・藤枝市武道館の指定管理者の指定について」、申し上げます。

はじめに、「応募のあった2者の評価点の差が4点と、僅差であるが、この内訳を伺う。」という質疑があり、

これに対して「1位のNPO法人藤枝市体育協会は総合計点1,058点中、管理運営における審査の合計が769点、管理運営経費に係る点数が上限の289点であった。2位の㈱ティップネスは、総合計点1,054点中、管理運営における審査の合計が784点、管理運営経費に係る点数が270点であった。」という答弁がありました。

次に「今回、運営の内容的な評価は、2位の事業者の方が高かったが、選定のしかたについて伺う。」という質疑があり、

これに対して「選定委員会の委員による基準にのっとり審査により、評価点の総合計が1点でも多い方が、第1の候補者になるため、その積み上げの中で、今回の結果となった。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。